

保育所から地域子育て支援拠点への配置換えによる 子育て支援の質と枠組みの転換

—ある保育士へのインタビューの質的データ分析—

新川 泰弘*

Changing the quality and framework of parenting support by relocating
daycare centers to community-based parenting support centers :
Qualitative data analysis of an interview with a childcare worker

In this study, we conducted an interview survey targeting childcare workers A who had experienced a transfer from a daycare center to a community-based parenting support center, analyzed the data using the SCAT method by Takashi Otani, and added considerations to the results. We examined the quality of parenting support provided by childcare workers at daycare centers and parenting support provided by childcare workers at community-based parenting support centers. As a result, the focus of activities, the quality of parenting support, and the framework of the activities themselves were different between daycare centers and community-based parenting support centers. Regarding the quality of parenting support, the difference lies in the fact that childcare workers at daycare centers provide guidance in the sense of “guidance,” or “instruction.” On the other hand, community-based parenting support centers provided parenting support with a “sense” of “support,” in other words, a “supportive sense.” Furthermore, it was pointed out that at the root of each of these types of parenting support there is a difference between the activity frameworks, which should be called the “care work framework” and the “social work framework.”

1. 問題の所在

今日、少子化の進行、就業形態の多様化、地域社会のつながりの希薄化、家庭の教育力の低下などに対応するため、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点、児童館、公民館、幼稚園など、地域子育て支援を担う多様な実践現場で、地域の子育て家庭への支援が展開されている。このように、地域社会における子育て家庭への支援は、保育所や地域子育て支援拠点以外でも行われており、たとえば、公民館などでは家庭教育支援とともに地域子育て支援が行われているが、本稿では、保育所と地域子育て支援拠点における子育て支援を担う保育士の根本的な在り方について検討を試み

たいと思う。

さて、保育士は、児童福祉法では、「児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」（第18条の4）とされている。また、保育所保育指針の第1章総則では、「保育所における保育士」について、児童福祉法の規定を踏まえて、「子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うもの」とされている（厚生労働省2018）。そのため、保育所の保育士には、「子ども（児童）の保育」と「子ども（児童）の保護者に対する保育に関する指導」という2つの役割が課せられている¹⁾。

そして、保育所保育指針の第4章子育て支援には、「保育所を利用している保護者に対する子育て支援」と「地域の保護者等に対する子育て支援」が保育所の任務として示され、「指導」ではなく

* 関西福祉科学大学

「支援」と表現されている。結局のところ、保育所における保育士の役割は、①「子どもの保育」、②「子どもの保護者に対する保育に関する指導」あるいは「保育所を利用している保護者に対する子育て支援」、③「地域の保護者等に対する子育て支援」の3つが挙げられている。

以上は保育所における保育士の役割規定ということになるが、「地域の保護者等に対する子育て支援」に従事しているのは、保育所における保育士だけではなく、地域子育て支援拠点における子育て支援を担う保育士、児童館や公民館の職員、NPOのスタッフなど多様である。地域子育て支援拠点における地域の子育て家庭（保護者等）に対する子育て支援を誰が担うかについては、いろいろと議論があるが²⁾、1995年から国の特別保育事業である地域子育て支援センター事業として、保育所保育経験のある保育士が担ってきた歴史的経緯がある³⁾。

ここでは、地域子育て支援拠点において子育て支援を担っている保育士に注目したい。というのも、上述の①②③の役割を負った保育所における保育士とは違った、ある意味では新しい保育士像が見えてくると予想されるからである。それに際しては、次のことが問題となってくると思われる。すなわち、保育所経験のある地域子育て支援拠点における保育士は、保育所から地域子育て支援拠点に移った際に、従来通りに活動を続けることができるのかどうか。もし、保育所と地域子育て支援拠点との間にギャップがあり、そこにある種のいわば「転換」が認められるとするならば、それはどのようなものであるか。また、その場合、地域子育て支援拠点の保育士にはとりわけどのようなことが必要とされるのかということが問題となってくる。

しかし、このような問題に取り組んだ研究は、これまでのところ見当たらないため、保育所から地域子育て支援拠点へと配置換えになった保育士を対象にインタビュー調査を行い、その結果を分析することによって、いわば子育ての支援の質や

枠組みの転換ということについて検討し、そこから保育士の根本的な在り方について示唆を得ることは、極めて意義があるといえる。

2. 本研究の目的

本研究においては、保育所から地域子育て支援拠点への配置換えを経験した保育士を対象として半構造化インタビュー調査を行い、保育所保育士の子育て支援と地域子育て支援拠点保育士の子育て支援の質や枠組みについて検討することを目的とする。

3. 研究方法

(1) 調査対象と調査方法

本研究の目的に適った調査を行うために、保育所保育士30年、保育所主任保育士2年、地域子育て支援拠点主任保育士6年、地域子育て支援拠点所長2年のキャリアがあるAさんに調査を依頼した。Aさんには調査の趣旨及び目的について丁寧に説明し、調査協力の同意を得た。ちなみに、地域子育て支援拠点事業には一般型と連携型があるが、Aさんが所長と主任として所属する地域子育て支援拠点は、B市がサービス供給主体となっている一般型である。なお、Aさんの活動内容は、主として、電話相談や個別相談の主担当として相談援助業務を担い、ハイリスクな子育て家庭の相談の場合には、児童福祉課長、保健センター長、地域子育て支援拠点の所長から構成される連携会議に基づいて、把握した情報を保健センターに連絡し、あるいは、地域の子育て家庭の相談の場合には、子育て講座・保健センター・医療機関・NPOなどの社会資源を適宜紹介して、保護者のニーズに対応するサービスへとつなぐというものであった。

調査は、B市の地域子育て支援拠点において、保育所と地域子育て支援拠点でのこれまでの実践に関する半構造化インタビューという形式で行った。Aさんには、子育て支援への考え方と取り組みについて、できる限り自由に語ってもらった。

調査は2018年3月に実施し、調査結果を整理、分析したデータについては、後日、B市の地域子育て支援拠点に持参し、Aさんとその内容について確認した。

(2) 分析手続き

調査データはビデオカメラにて録画し、すべてのインタビューデータの逐語録を作成し、分析対象となる保育所から地域子育て支援拠点への配置換えによる子育て支援の取り組みに該当する箇所を抽出した⁴⁾。その上で、子育て支援の質や枠組みを検討するため、大谷によるSCAT (Steps for Coding and Theorization)⁵⁾によるデータの分析手続きに従い、テキスト中の注目すべき語句を抽出し、テキスト中の語句を言い換えた。その後、言い換えた語句を説明するようなテキスト外の概念を示し、文章の前後や全体の文脈を考慮したテーマ・構成概念を記入した。その上で、テーマ・構成概念の関係性を明らかにするため、図式化した。なお、SCATには小規模なデータを詳細に分析することが可能であるという特徴があることから、本研究においてはこの分析方法を採用した。

4. 研究の倫理的配慮

調査対象者であるAさんに対しては、プライバシーの漏洩がないようにデータを厳重に管理するとともに、研究目的と任意性の説明を行い、書面にて承諾を得た。また、人物、場所等が特定できないように配慮した。なお、研究倫理審査については、所属大学の研究倫理委員会に審査を申請し、承認の判定を得た（承認番号：17-70）。

5. 結果および考察

(1) 分析の結果と用語の説明

保育所と地域子育て支援拠点における子育て支援の質について検討するため、すでに述べたSCATの手続きによって、データ分析を行った。その結果得られたのが、Table 1に示したワークシートである。以下においては、Aさんの発言内

容の中で重要と思われるTable 1のテキストNo①～⑩から、Aさんにおける子育て支援をめぐる問題について考察していく。

この考察に際しては、Table 1にも現れている「指導的感觉」と「支援的感觉」あるいは「ケアワーク的な枠組み」と「ソーシャルワーク的な枠組み」といった用語を用いることになるが、ここで初めて登場するこうした用語については、あらかじめ説明しておく必要があるだろう。

まず、「指導的感觉」と「支援的感觉」であるが、これは、例の「子どもの保護者に対する保育に関する指導」の「指導」と「子どもの保護者に対する支援」の「支援」に対応している。一般的に、「指導」という表現はハードに響き、「支援」という表現は、反対にソフトに響く。指導の場合には、指導する者は前に立って導くものに対して、支援の場合には、支援する者は後ろ又は傍らでサポートする。指導と支援は相対立するのである。他方、われわれは何か物事をなす場合、日常的には、理性的理論を携えてそれを自覚するというより、むしろ無自覚的に感覚的にするものである。こうした感覚は、経験によっておのずから身についたものであって、頭に入れた理論よりも、われわれの振る舞いや行動を根本的に規定するものである。それで、指導的実践を重ねれば、おのずからそれに応じた感覚が身につくことになり、支援的実践を重ねれば、またそれに応じた感覚が身につくことになるが、これがここでいう「指導的感觉」であり、「支援的感觉」なのである。

次に、「ケアワーク的な枠組み」と「ソーシャルワーク的な枠組み」についてであるが、この枠組みの対比は、「ケアワーク」と「ソーシャルワーク」の対比に依拠している。その場合、「ケアワーク」とは、「社会福祉分野の専門的な教育を受けた者が、加齢・心身障害等により社会生活上に困難をもつ人や成長途上にある人にとって援助を必要とする人に対して、直接的かつ具体的な技術を活用して、身体的側面・精神心理的側面・社会的側面から援助すること」⁶⁾であり、これに対して、

「ソーシャルワーク」とは、「社会福祉の実践体系であり、社会福祉制度において展開される専門的活動の総称」⁷⁾を意味している。網野は、「縦糸」と「横糸」のイメージを用いて、「ケアワーク」は、「対象者の縦糸、つまり生活の基盤・生活の総体とかかわり、子どもの生活に常時あるいは継続的、断続的にそのニーズに対応してサービスが縦糸として織り込まれていく活動」であり、「ソーシャルワーク」は、「横糸、つまり生活上のハンディキャップや特定のニーズの切り口への対応にかかわる横糸として織り込まれる営み」と説明している⁸⁾。

たとえば保育所保育士の場合、その中心となっている活動は、「成長途上にある人にとって援助を必要とする人」に対する援助であり、「子どもの生活に常時あるいは継続的、断続的にそのニーズに対応してサービスが縦糸として織り込まれていく活動」であるので、「ケアワーク」ということになる。もちろん、保育所保育士の活動がすべて「ケアワーク」ということではなく、そこには「ソーシャルワーク」も含まれている。しかし、含まれてはいるが、活動の基本をなしているのはやはり「ケアワーク」であって、したがって、活動全体を本質的に規定している枠組みは「ケアワーク的」である。この活動枠組みが、ここでいうところの「ケアワーク的枠組み」である。これに対して、たとえば社会福祉士のように、文字通り「ソーシャルワーク」を中心としている場合、そこには他のワークが含まれているとしても、その活動全体の枠組みは「ソーシャルワーク的」である。つまり、「ソーシャルワーク的な枠組み」と呼べるものなのである。

(2) Aさんにおける子育て支援の質と枠組みの転換

冒頭の「問題の所在」において、保育所経験のある地域子育て支援拠点の保育士の場合、保育所から地域子育て支援拠点に移った際に、従来通りに活動を続けることができるのかどうか、という

ことがまず問題となることを述べておいた。この点について、Aさんの場合、①～⑩全体を通して明らかのように、保育所と地域子育て支援拠点では、活動内容がかなり違っていると感じられ、とりわけ配置換えの直後には、戸惑いや困惑を隠すことができなかつたようである。たとえば、①では、「自分の頭が切り替わっていない」、②では「切り替えがすごく難しかったです」、⑤「支援センターって私が思っていた保育所とは違う」と語っているのである。Aさんは、新しい地域子育て支援拠点では、保育所と同じような活動をそのまま続けることはできなかつたのである。

Aさんは、⑤⑦⑨に見られるように、保育所と地域子育て支援拠点との間にギャップがあり、その「違い」に「気づく」のであるが、それでは、その違いはどこにあったのかと言えば、それは、まず、保育所は、①にあるように、「子どもの保育中心」であるのに、これに対して、地域子育て支援拠点では、②③にあるように、「子育て支援」が中心となっているというところにあったと言える。ここで、保育所保育士の役割について思い起こしてみると、その役割として、「子どもの保育」と「子どもの保護者に対する保育に関する指導」が挙げられていた。しかもそれに際しては、「子どもの保育」があくまで中心であった。このことは、Aさんの場合、①の「親の背景よりも、目の前の子どもの保育をどう保育をしていくか」という語りにはっきりと示されているのである。

さらに違いは、子どもの保護者への対応にも見られる。Aさんの場合、④にあるように、「保育園やったら保育士の言うこと聞いてくれます」「子どもの保育所の先生というのがある」という具合に、保護者に対しては、「保育に関する指導」というスタンスで臨んでいた。いわば「支援的感覚」ではなく、「指導的感覚」で保護者に対応していたのである。これは、保育所と地域子育て支援拠点における子育て支援の「質」の相違ということに関係してくると思われる。

保育士保育所指針第4章には「保育所を利用し

ている保護者に対する子育て支援」とあるが、他方、児童福祉法第18条の4と保育所保育指針第1章総則では「子ども（児童）の保護者に対する保育に関する指導」と言っているため、保育所での「子育て支援」は、「支援」だとしても、「指導的感覚」による色彩が強いものと思われる。これに対して、地域子育て支援拠点での「子育て支援」は、保育所保育指針第4章子育て支援「地域の保護者等に対する子育て支援」と関わって、地域子育て支援拠点事業実施要綱には「地域の子育て支援機能の充実を図る」とともに「子どもの健やかな育ちを支援する」とあることから、文字通り「支援的感覚」でなされていると考えられる。Aさんは、保育所と地域子育て支援拠点では、活動の中心とともに、「子育て支援の質」が違うことに気づき、⑦にあるように、「保育所とは自分の中では違ったかなと思います」とか、また⑧にあるように、「ああ、支援センターの自分の業務は、保育士、同じ保育士だけど、そうではないんだなということに後々気がついてきました」と語ることになるのである。

以上のような活動内容や子育て支援の質の違いの背景には、そもそも活動自体の根本的な枠組みの相違があるものと考えられる。「ケアワーク的な枠組み」「ソーシャルワーク的な枠組み」と名づける活動枠組みの違いである。Aさんは、保育所時代には、いわば「ケアワーク的な枠組み」で活動していたのであるが、地域子育て支援拠点では「ソーシャルワーク的な枠組み」を余儀なくされることになる。子育て支援という観点でいえば、「ケアワーク的な枠組み」での「指導的感覚」から「ソーシャルワーク的な枠組み」での「支援的感覚」に切り替えざるを得なかったのである。ここに、Aさんにおいて認めることができるのは、子育て支援における質と枠組みの「転換」ということである。

こうした転換は、Aさんの場合、⑩で「お母さんが思う問題点と自分が思う問題点が違うところへんで、「お母さん、こうじゃない？」と話した

ときに、ああ、そうかもしれないって、じゃ、ここをこうすればどうやったかなみたいなのところへんで、だんだん調整してって、ああ、これがこの子にとってよかったんだねというのを、一緒に導き出す」と語っているところに典型的に表出されている。Aさんは母親のエンパワメントを促進しながら、保護者のニーズに対応した情報を提供し、問題の受け止め方のズレを解消し、一緒に問題を解決するといったスタイルの子育て支援、つまり「ソーシャルワーク的な枠組み」での子育て支援を実践していたのである⁹⁾。

もちろん、Aさんにとっては、これまでの「ケアワーク的な枠組み」を存続させる選択肢も存在していた。⑨で語っているように、Aさんが「併設型のところ」にいたのであれば、「ケアワーク的な枠組み」で「そのまま保育所のままの意識でいたのかもしれない」。もしAさんが、地域子育て支援拠点でも「そのままだったら」、つまり「ケアワーク的な枠組み」で対処を続けていたならば、恐らく、その活動は完全に行き詰まり、「適切なアドバイス」をする等の対応はできなかったであろうと推測される。

地域子育て支援拠点でAさんは、「ケアワーク的な枠組み」を存続させるかどうかの岐路に立つことになるのであるが、そのことは、換言すれば、「ケアワーク的な枠組み」を「ソーシャルワーク的な枠組み」へと転換するかどうか直面したということである。「切り替えがすごい難しかった」というのは、実は、その切り替えが枠組みの切り替えであったからと解釈することができる。単なる「ワーク」の切り替えではなく、「枠組み」の切り替えだったのである。子育て支援の質の転換は、「枠組み」の転換でもあって、Aさんは、この転換を図ることによって、みずからの苦境を脱し、その後の活動の展開へと進むことができたのである。

(3) 保育士におけるソーシャルワークの意義

すでに述べたように、保育所での保育士の活動

は、基本的には「ケアワーク」のため、たとえケアワーク的でない活動が求められることがあるとしても、その活動全体の枠組みはケアワーク的なものである。すなわち、縦系的なものである。これに対して、地域子育て支援拠点での子育て支援は、ソーシャルワークが重要視されているため、地域子育て支援拠点に配置された保育士の活動は、ソーシャルワーク的でない活動が含まれることがあっても、その全体枠組みはソーシャルワーク的、つまり横系的ということになる。

とはいっても、地域子育て支援拠点の活動に、ケアワーク的な活動が含まれていることは、軽視されてはならない。地域子育て支援拠点の活動実態に関する大谷他による全国調査によると、活動内容は、上位から、来所育児相談、電話育児相談、育児教室、子育てサークル支援、屋内遊び場の提供、絵本図書などの提供と続き¹⁰⁾、また、橋本他によるA県下の調査では、親子への遊びの提供を目的としたプログラムの提供、サークルづくりを目的としたプログラムの提供、電話相談、面接相談、親同士の情報交換を目的としたプログラムの提供と続いており¹¹⁾、ケアワークとソーシャルワークの内容が混在していることが明らかである。

このように地域子育て支援拠点ではソーシャルワークのみが行われているのではなく、支配的なのがソーシャルワークということであって、ケアワークも含まれているのである。本来、ケアワークとソーシャルワークは、異質ではあるが、決して排除し合うものではない。この点について、柏女は、子育て家庭への支援においてソーシャルワークとケアワークのいずれも必要であるとしている¹²⁾、また、先述の網野は、ケアワークによる支援に横糸としてソーシャルワークによる子育て支援を織り込む重要性を指摘している¹³⁾。この両者の関係について、Aさんも、⑤「活動と今の相談が今セット」⑥「本当は続いていたんですけど」と気づくことになるのである。

地域子育て支援拠点における保育士のソーシャルワークの必要性または重要性については、これ

までの先行研究においても指摘されている。たとえば、橋本は、保育士は、ソーシャルワーク専門職でないとした上で保育所のすべての保育士がソーシャルワークを援用し、保護者を支援することは難しい反面、地域子育て支援拠点事業では、ソーシャルワークの援用が求められていることが多いとしている¹⁴⁾。

また、今井・伊藤は、乳幼児の養育者を対象とした調査結果に基づいて、「ある資源をどのように利用できるのか、どのように頼ればよいのか」といったことに関わる子育て支援サービスの利用支援において、単なる資源の情報提供ではなく、支援のレベルないしは質が問われるとしている¹⁵⁾。さらに、新川も、地域子育て支援拠点利用者調査の結果から、地域子育て支援拠点では利用者ニーズを個別に把握して、サービスに的確につないでいくソーシャルワークの必要性を指摘している¹⁶⁾。

しかしながら、地域子育て支援におけるソーシャルワークの必要性が指摘される一方で、支援の担い手である保育士は、子育て家庭が必要とする資源に確実に繋いでいくソーシャルワークの専門性よりも人を援助する基本的姿勢を維持する力をより重視していることが明らかにされたりしている。たとえば、平田の調査によれば、子育て支援の専門職は、ソーシャルワーク機能のケースマネジメントよりも、人を援助する基本的姿勢を維持することを必要と考えて、実際にそうした力を有しているとのことである¹⁷⁾。

これに対して、鶴田は、保育所保育士から家庭支援担当保育士へと配置換えされた保育士への質的調査により、家庭支援担当の保育士は、ケースワーク（個別支援）も行ないつつ、公民保育園との横の繋がり、市の要保護児童対策地域協議会事務局や保健センターとの連携支援を行なっていることは、非常に画期的で、保育経験を活かして、同じ立場の保育士を支援し、他機関と連携をする、新しい支援システムとして、注目すべきであると述べている¹⁸⁾。

以上の考察から、Aさんの子育て支援の質の違

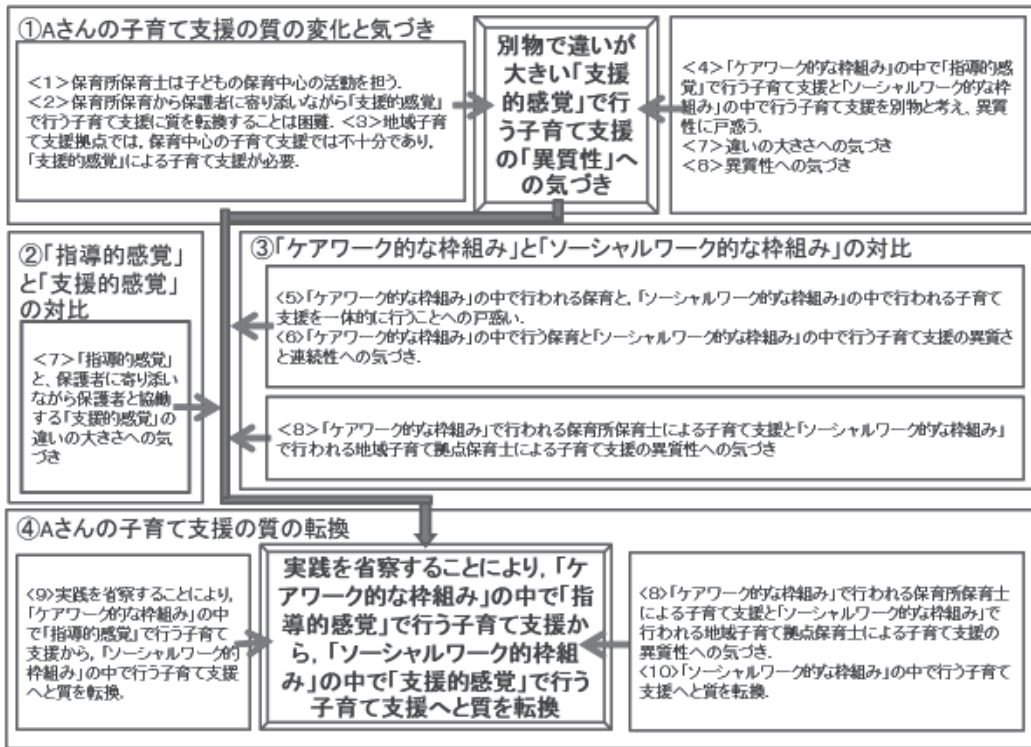


Fig. 1 Aさんの子育て支援の質と枠組みに関するストーリーラインとテーマ・構成概念

いと転換に関するストーリーラインとテーマ・構成概念をFig. 1のように図式化できる。

6. まとめと今後の課題

本研究においては、保育所から地域子育て支援拠点への配置換えになったAさんへのインタビュー調査の結果をSCATによってデータ分析し、それをワークシートとして整理し (Table 1)、それを踏まえて、子育て支援の質と枠組みに関するストーリーラインとテーマ・構成概念を図式化することができた (Fig. 1)。具体的には、保育所と地域子育て支援拠点との間には子育て支援にギャップがあり、このギャップは、「ケアワーク的な枠組み」の中で「指導的感觉」で行う子育て支援と「ソーシャルワーク的な枠組み」の中で「支援的感觉」で行う子育て支援の違いに基づいており、したがって、そこに認められる「転換」

は、「子育て支援の質と枠組みの転換」であることが明らかとなった。そして、こうしたことから、地域子育て支援拠点の保育士にはとりわけソーシャルワークが必要とされるということ、さらには、保育士そのものをケアワークとソーシャルワークの両面から把握することが重要であるということが結論づけられた。保育士がソーシャルワークを身につけることは、保育所や地域子育て支援拠点のみならず、広く社会における家庭への子育て支援に大いに資するものと考えられるのである。

本研究の結果は、保育所と地域子育て支援拠点以外の公民館などにおける地域子育て支援にも示唆を与えると思われるが、公民館では家庭教育支援と地域子育て支援を明確に区分して実践しているというよりも、教育的機能と福祉的機能の両機能を取り入れて実施しているのではないかと推察される。そのため、本研究で明らかにした「ケア

ワーク的な枠組み」の中で「指導的感覚」で行う子育て支援と「ソーシャルワーク的な枠組み」の中で「支援的感覚」で行う子育て支援が公民館などでも行われているのか調査するとともに、実施している場合はどのように行われているのか明らかにすることが今後の研究課題となる。

ところで、本研究では、子育て支援の質と枠組みの転換について取り上げたのであるが、それでは、Aさんにこうした「転換」をもたらしたものは何であったのか。この問題については深く立ち入らなかったが、最後に、ひとつ注目しておきたいのは、Aさんが絶えず自分の対応や活動についてふりかえり、自分なりに考えようとしていたことである。そのことは、Table 1の①③⑦⑨等のテキストに示されている。ここに、今日の専門職論で重視されている、ショーンのいう「リフレクション」(省察)¹⁹⁾ということが浮かび上がってくるのではないだろうか。

Aさんが、ケアワークとソーシャルワークの違い、さらには「ケアワーク的な枠組み」と「ソーシャルワーク的な枠組み」の違いに気づくことができたのも、そして、その違いを踏まえて、切り替えの必要性を認識して、「ソーシャルワーク的な枠組み」へと転換することができたのも、この「リフレクション」の力があってのことと思われる。この点にかかわって、芝野は、実践での経験(クライアントからのフィードバックを含む)を反省的に検討し、専門職としての実践的な判断力を身につけ、実践からのフィードバックを利用して再帰的にエビデンスをつくることが重要であると指摘しているのである²⁰⁾。この芝野の指摘を受けて、今後は、家庭における子育ての充実のために、本研究で得られた結果に基づいて、量的調査研究や実践のための教育プログラムの開発に取り組み、そのことによって、子育て支援の専門的人材、つまりは「反省的实践家」(ショーン)としての専門職の育成に寄与していきたい。

謝辞

本研究にご協力いただきましたAさんに感謝の意を表したい。なお、本研究は科研費(基盤研究C)「反省的研究から実証的研究へ架橋するファミリーソーシャルワーク実践教育モデル開発」(課題番号16K04222)(2016年度～2021年度)における研究成果の一部である。

註

- 1) この二つの役割については、例えば、次の論文を参照。亀崎美沙子「保育士の役割の二重性に伴う保育相談支援の葛藤—親・子の相反ニーズにおける子どもの最善の利益をめぐる—」『保育学研究』55(1) 2017年, p.68-79. 木曾陽子「『気になる子ども』の保護者との関係における保育士の困り感のプロセス—保育士の語りの質的分析より—」『保育学研究』49(2) 2011年, p.84-95.
- 2) 子育て支援を誰が担うかという議論については、例えば、次の論文を参照。鶴宏史「保育所におけるソーシャルワーク実践研究」大阪府立大学大学院人間社会学研究科2008年度博士学位論文, p.120. 山本真実「保育所機能の多様化とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』26(3), 2000年, p.23. 土田美世子「保育ソーシャルワークの課題：子育てにやさしいコミュニティ形成の拠点をめざして」関西学院大学大学院人間福祉研究科2011年度博士学位論文, 2012年, p.185.
- 3) 網野武博『児童福祉学』中央法規 2002年, p.224.
- 4) Aさんには保育所と地域子育て支援拠点でのこれまでの実践について自由に語っていただいたが、とりわけAさんにとって大きな区切りとなったのが、保育所から地域子育て支援拠点に配置換えになった時期であったとのことであった。
- 5) 大谷尚「SCAT: Steps for Coding and Theorization—明示的手続きで着手しやすく

- 小規模データに適用可能な質的データ分析手法—』『感性工学』10(3) 2011年, p.155-160.
- 6) 笠原幸子「ケアワーク」山縣文治・柏女靈峰編『社会福祉用語辞典』ミネルヴァ書房 2013年, p.72.
- 7) 岩間伸之「ソーシャルワーク」山縣文治・柏女靈峰編『社会福祉用語辞典』ミネルヴァ書房 2013年, p.251.
- 8) 網野武博『児童福祉学』p.210-211.
- 9) この点では、家庭教育支援も同様であって、たとえば、山本は、家庭教育を支援するにあたって、保護者自身が自らの子育てを肯定的に意味づけていけるように促していくことが大切だと指摘している。山本智也「家庭教育支援の今後の方向性」『家庭教育研究』27、2022年, p.11.
- 10) 大谷由紀子・中山徹・瀬渡章子「全国の自治体における地域子育て支援センター事業の設置運営体制」『日本家政学会誌』56(9), 2005年, p.669.
- 11) 橋本真紀・扇田朋子・多田みゆき・藤井豊子・西村真実「保育所併設型地域子育て支援センターの現状と課題—A県下の地域子育て支援センター職員と地域活動事業担当者, 保育所保育従事者の比較調査から—」『保育学研究』43(1) 2005年, p.79.
- 12) 柏女靈峰「保育指導の原理」柏女靈峰・橋本真紀編『保育者の保護者支援-保育指導の原理と技術』フレーベル館, 2008年, p.101.
- 13) 網野武博『児童福祉学』p.211.
- 14) 橋本真紀「保育相談支援の基本」柏女靈峰・橋本真紀編『保育相談支援』ミネルヴァ書房 2011年, p.40-42.
- 15) 今井昭仁・伊藤篤「子育て支援資源の利用を促進・抑制する要因」『子育て研究』9, 2019年, p.11.
- 16) 新川泰弘「地域子育て支援拠点利用者の子育て環境と利用者ニーズとの関連性—ソーシャルワークの視点から—」『子ども家庭福祉学』18, 2018年, p.10.
- 17) 平田祐子『ケースマネジメントによる子育て支援コーディネート』ミネルヴァ書房 2015年, 153-154.
- 18) 鶴田智子「保育所におけるソーシャルワーク的支援の可能性：問題を抱える家庭を支援する保育士の変容プロセス」『子ども社会研究』25, 2019年, p.101.
- 19) Schön, D. A. The Reflective Practitioner : How Professionals Think In Action, Basic Books.1984, (佐藤学, 秋田喜代美訳『専門家の知恵—反省的实践家は行為しながら考える』ゆみる出版, 2001年)
- 20) 芝野松次郎『ソーシャルワーク実践モデルのD&D—プラグマティックEBPのためのM-D&D』有斐閣, 2015年, p.54-61.